

群馬県立藤岡特別支援学校 iPad使用のルール

第1 目的

本校では、児童・生徒の実態に応じて、インストールされているアプリケーションを
活用したり、学習に必要な画像や動画を検索したりして学校や家庭での学習を進めるた
めに「iPad」を活用していきます。児童・生徒が健康で安全にiPadを活用できるよう、
群馬県立藤岡特別支援学校 iPad使用のルールを策定し遵守できるように指導・支援を
行います。

第2 G S Nアカウントについて

- 1 G S Nアカウント通知書は無くさないように保管してください。
- 2 ログイン I D やパスワードは、家族以外の人に教えないでください。
- 3 授業に関係の無いゲームやポイントサービス等とアカウントを連携してはいけません。
- 4 アカウントのパスワードは変更してはいけません。

※もし変更した場合は、パスワードを保護者に伝え、変更したパスワードを学校へ
提出します。

第3 パスコードについて

- 1 iPadのパスコードは変更してはいけません。
- 2 iPadのパスコードを保護者や学校の先生以外の人に教えてはいけません。

※もし変更した場合は、パスコードを保護者に伝え、変更したパスワードを学校へ
提出します。

だい 第4 じょうほう 情報モラルについて

- 1 じぶん いがい ひと もの しゃしん どうが と 撮るときは、きょか 許可をもらいましょう。
- 2 たのひと いや おも 嫌だと思ふことを ぶんしょう がぞう などにして えすえぬえす SNS などにのせるのはやめましよう。
- 3 じぶん たにん こじんじょうほう なまえ しゃしん アドレス、家の住所(いえ じゅうしょ)をインターネットにのせることはやめましよう。じけん や じこ 事件や事故、ケンカなどのトラブルのげんいん 原因になります。
- 4 へん しゃしん え し 変な写真や絵、知らないマークをタップしないようにましよう。「あたったよ！」
「プレゼント！」といったことば(ことば)だま 騙されないようにましよう。
- 5 しんぱい ことがあつたら がっこう せんせい ほごしや そうだん 心配なことがあつたら学校の先生や保護者に相談ましよう

だい 第5 がっこう 学校での使用について

- 1 せんせい しじ したが 使用ましよう。
- 2 あいぱど せいどうし か かりはやめましよう。
- 3 ふんしつ はそん どうなん き 紛失や破損、盗難に気をつけましよう。
- 4 しんぱい ことがあつたら がっこう せんせい そうだん 心配なことがあつたら学校の先生に相談ましよう。

だい 第6 いえ も か 家に持ち帰ったときの使用について

- 1 ほごしや しじ したが 使用ましよう。
- 2 かてい のパソコンやスマートフォンと せつぞく 接続したりデータの きょうゆう 共有をしたりしないでください。
- 3 こわ 壊さないようにたいせつ あつか 扱ってください。こわ 壊れたときは がっこう ほうこく 学校へ報告してください。
- 4 ファミリーレストラン など じゆう つか 等で自由に使えるような「フリーWi-Fi」には せつぞく 接続しないでください。

- 5 充電^{じゅうでん}をして次の日^{つぎ ひ}に使えるようにしましょう。
- 6 学校^{がっこう}にiPad^{あいぱど}を待たせるときには、充電器^{じゅうでんき}とセットで持たせてください。
- 7 iPadは、生徒^{せいと}の実態^{じつたい}に応じて、毎日^{まいにち}持ち帰る場合^{も かえ}と状況^{じょうきょう}に応じて持ち帰る場合^{も かえ}があります。

第7 健康的な使い方^{だい けんこうてき つか かた}

- 1 画面^{がめん}から目の視聴距離^{め しちようきょり}は、30 c m ~40 c m 以上離^{せんちめーとる}しましょう。
- 2 30分以上^{ふんいじょうつづ}続けて画面^{がめん}を観^みないようにしましょう。使いすぎると体^{からだ}に良くないこと、
他^{ほか}の大切なこと^{たいせつなこと}ができなくなることがあります。
- 3 寝^ねる2時間前^{じかんまえ}には使用^{しよう}をやめましょう。

第8 本体設定について^{だい ほんたいせってい}

- 1 本体^{ほんたい}の設定^{せってい}を変更^{へんこう}してはいけません。
- 2 アプリケーション^{アプリケーション}を追加^{ついか}したり削除^{さくじょ}したりすることはできません。

第9 特別指導などについて^{だい とくべつしどう}

- 1 『群馬^{ぐんま}県立^{けんりつ}藤岡^{とうおか}特別^{とくべつ}支援^{しえん}学校^{がっこう} iPad使用^{あいぱどしよう}のルール』を^{まも}守れなかったときには、特別^{とくべつ}
な指導^{しどう}や対応^{たいおう}を行う場合^{おこな}があります。
- 2 事件^{じけん}や事故^{じこ}、ケンカなどのトラブル^{はっせい}が発生^{はっせい}した場合には、関係^{かんけい}機関^{いきかん}と連携^{れんけい}し、対応^{たいおう}
します。

附則

令和7年7月より施行する。